

受動喫煙防止対策について

健康増進法の一部を改正する法律が平成30年7月25日に公布され、映画館等多数の者が利用する施設、いわゆる第二種施設は、令和2年4月1日から原則屋内禁煙、喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要となります。

これらの喫煙専用室の整備に対する助成制度として、「受動喫煙防止対策助成金」が設けられていますが、その助成対象は「中小企業」に限られ、助成率は飲食店を除き2分の1、助成額の上限額は100万円となっています。

御承知のように映画館経営には初期投資を含め、大きな資本が伴うため、経営母体としては近年、シネコン系の大企業が大半となっておりますが、採算性は個々の映画館の収支状況に依拠しており、映画館単体で見ると、その規模は正社員数名とパート従業員による小企業に過ぎないのが実態であり、また、道内では、個人が経営し長年にわたり地域の方々に愛されている映画館もあります。

国民の娯楽として映画文化を提供する「映画館」が、公衆衛生向上の政策に率先して寄与することは当然の社会的使命・責務と考えておりますが、喫煙専用室の設置に係る経費は、個々の映画館の経営を圧迫し、その経費負担と維持管理費は、将来、映画館閉鎖の引き金ともなり、地方都市から映画館の灯を消してしまうことにもなりかねません。

つきましては、道における受動喫煙防止対策の推進にあたっては、受動喫煙防止対策に係る助成制度の拡充（助成対象、助成率、助成額の引上げ）を国に働きかけるとともに、道独自の助成制度を御検討いただきますようお願いいたします。

令和元年5月17日

北海道興行生活衛生同業組合 理事長 河原 功

受動喫煙防止対策に関するアンケート調査結果

北海道興行生活衛生同業組合

対 象 : 組合加盟 22 施設

実施時期 : 2019年 4 月

区分	施設で取り組んでいる受動喫煙対策	施設数
A	「喫煙区域（喫煙席を除く）」と「禁煙区域」を分けているが、煙は禁煙区域へ流れている	2
B	施設内で煙が外に漏れない「禁煙室」を設けている（同一複合施設で他事業者が管理する喫煙室は除く）	4
C	施設内は常に「禁煙」とし、同一複合施設内に他事業者が管理する喫煙室・喫煙エリアがある	12
D	施設内は同一複合施設内を含めて常に「禁煙」としている	3
E	施設内は映画館のみ禁煙、煙草は屋外に出て吸っていただいている	1

- 1 A の 2 施設では、2020年 4 月までにどのような対策を実施するのか検討中。両施設とも 喫煙室の設置費用、設置スペースを一番の問題と考えている。利用客の減少、利用者（喫煙者）とのトラブル増加の懸念もあると回答。
- 2 C の施設の 4 施設では、基準を満たした喫煙室が複合施設内にないことから是非、基準を満たした喫煙室を設置したい意向である。
- 3 D の施設の 1 施設では、隣接する狸小路の喫煙スペースを案内している。
- 4 C、D の対策を取っている施設の一部から利用客減少の懸念の回答あり。
- 5 D については、室内に喫煙スペースがないため、建物周辺での喫煙が見受けられ喫煙者に注意を促すが、建物内に喫煙スペースを設けていないことから、喫煙者とのトラブルになりかねない事案が発生する危険性がある。